

C Xサービスデザイン推進における共通サービス利用環境整備に向けた
広聴・広報施策検討プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 本市DX戦略に掲げるサービスDXの実現に向け策定した「C Xサービスグランドデザイン（基本方針）」に基づき、一人ひとりに寄り添った新たな体験・価値を重視した、次世代の行政サービス「C Xサービス（Civic eXperience service）」への変革（デザイン）を推進するため、C Xサービスデザイン推進における共通サービス利用環境（以下「C Xサービス利用環境」という。）を整備するにあたり、「問合せ・相談」及び「情報発信・意見把握」等に関する事業や業務を所管・担当する関係所属が連携して、第2条に掲げる事項について検討するため、C Xサービス利用環境整備に向けた広聴・広報施策検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) C Xサービス利用環境整備と関連した「問合せ・相談」及び「情報発信・意見把握」に関する取組の推進に関すること
- (2) コンタクトセンター整備の取組の推進に関すること
- (3) その他、C Xサービスデザイン推進と関連した広聴・広報施策等の取組に関すること

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、プロジェクトリーダー及びプロジェクトサブリーダーをもって組織する。

- 2 プロジェクトリーダーはデジタル統括室C Xサービス担当課長をもって充てる。
- 3 プロジェクトサブリーダーはデジタル統括室DX事業調整担当課長、政策企画室市民情報部広報担当課長及び広聴担当課長をもって充てる。
- 4 プロジェクトリーダーは、プロジェクトチーム会議を招集する。
- 5 プロジェクトリーダーは、プロジェクトチームの方針を踏まえ、会議の開催に係る調査や資料作成等を行うワーキンググループを設置することができる。
- 6 ワーキンググループのメンバーは、プロジェクトリーダーが指名する、デジタル統括室DX推進担当、政策企画室市民情報部広報担当及び広聴担当の職員をもって組織する。
- 7 プロジェクトリーダーが必要と認めるときは、第1項又は第6項に規定する者以外の者にプロジェクトチーム会議又はワーキンググループへの出席を求めることができる。

(事務局)

第4条 プロジェクトチーム及びワーキンググループの事務局をデジタル統括室DX推進担当に置く。

(施行の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチーム及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、プロジェクトリーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。